遊行四十九代一法上人の廻国と布教

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22154

明治大学教養論集　通巻五六〇号（二〇二一・一二）一一九―一六六頁

遊行四十九代一法上人の廻国と布教

圭室文雄

はじめに

遊行上人といえば、鎌倉時代後期に登場した時宗の宗祖一遍上人の事と考えられるが、実は遊行上人とは一遍（一二三九～一二八九）を遊行第一代として、時宗遊行派の歴代上人のことをさしている。ここでとりあげるのは近世の遊行四十九代一法上人（一六六四～一七二五）である。

近世には三十二代から五十八代までの二十七人の遊行上人が活躍している。

時宗遊行派の本山は相模国（神奈川県）鎌倉郡藤沢宿大鋸町にある清浄光寺（通称遊行寺）である。歴代遊行上人は就任すると全国をほぼ五～六年で廻国し、清浄光寺に帰ってくる。

全国を廻国した時の様子は書記役が毎日書き記している。いわゆる旅日記で『遊行日鑑』と呼ばれている。

旅先から清浄光寺に帰ってくると、隠居して藤沢上人と称し、新しい遊行上人を選び送り出し、その後逝去するまで本山で過ごす事になる。藤沢上人になってからの毎日の様子は書記役が『藤澤山日鑑』として記録している。時宗教団は遊行上人と藤沢上人の二頭だての組織で運営されていた。

時宗教団は鎌倉時代末期に成立するが、鎌倉仏教と言われる六宗、即ち浄土宗・臨済宗・浄土真宗・曹洞宗・日蓮宗と比較すると、尤も小さな教団である。

しかし他の教団の大僧正や禅師と呼ばれた宗内で最高位の高僧が、大本山で定住したのに対して、歴代遊行上人は、宗祖一遍や二代真教（一二三七～一三一九）が全国廻国布教の旅に出たように、後続の遊行上人も宗祖・二祖の足跡を辿って、全国を行脚し、追体験し、民衆に名号札（南無阿弥陀仏決定往生六十万人）を付与している特異な教団である。

強力な檀家制度が形成された近世においても、檀那寺の宗派とは異なる遊行上人への信仰は盛んであった。

現在清浄光寺に残る近世の遊行上人の旅日記『遊行日鑑』は遊行四十八代賦国上人から幕末の五十八代の尊澄上人の十一名の分である。

しかし賦国上人の分は正徳元年（一七一一）一月一日～七月四日、つまり兵庫の時宗真光寺から遠江国浜松教興寺までの僅か七か月と四日分のみしか現存しない。ここで取り上げる四十九代一法上人の『遊行日鑑』は、ほぼ全行程が記録されている。この史料で遊行上人の廻国布教の実態を明らかにしたいと思う。

近世の遊行上人は本山の清浄光寺で誕生すると江戸へ行き、将軍から人足五十人・馬五十匹を全国どこででも無料で徴発できる将軍の朱印を押した「伝馬手形」を貰う。

それを持って布教の旅にでかけ、京都では寺社伝奏勧修寺家を通じて天皇から「他阿上人号」を勅賜され、将軍の権威と天皇の威厳を兼ね備えた「生き仏」（念仏聖）として、全国の人々に、一遍が熊野権現から授けられたと称する

「神勅の御札」を配っている。この宗教行為を時宗では賦算といい、現世と来世の安穏を保証するお札として、多くの人に重宝がられ、民衆は各地で雲集した。廻国先では一日に必ず三回はこの賦算をおこなっている。

まず、遊行上人が廻国の折に持っていた「伝馬手形」などの特権が中世のいつ頃から与えられたのかについて明らかにしてみたい。

一、中世の遊行上人

中世の遊行上人は第一代一遍から第三十一代同念までである。年代的に言えば一遍が時宗を開宗した時をいつにするか異論はあるが、熊野権現より念仏賦算の神託を受けた時期とすれば、文永十一年（一二七四）頃である。中世の最後は三十一代同念が引退した年、天正十二年（一五八四）となる。

遊行上人廻国の特権　鎌倉時代後期に成立した時宗は、宗祖一遍以来歴代遊行上人は全国を廻国布教する特異な教団である。全国を廻国するにあたって数々の関所や渡しを通過せねばならないが、中世には時宗はこれらを自由に通過するための特権が与えられていた。

いつ頃から室町幕府の将軍に認められたかは定かではないが、時宗本山清浄光寺に現存する史料によれば、応永二十三年（一四一六）「足利義持御教書」が上限であるので、このころまでには既に成立していたと考えられる。

足利義持は室町幕府第四代将軍であり、この時の時宗の遊行上人は十四代太空である。

次ぎに足利義持御教書を掲げると（原文は白文なので仮名交じり文にした）

清浄光寺藤沢道場・遊行金光寺七条道場の時衆の人夫・馬・輿以下、諸国上下向の事、関々・渡、勘過すべきの旨、国々の守護人に仰せ付けらるる所なり、もし違犯の在所においては、注進に就いて、罪科に処すべきの由、仰せ下さるる所也、よって執達件の如し、

応永廿三年四月三日　　沙弥（花押）

当寺

（『藤沢市史』第一巻）

とある。御教書とは室町幕府将軍足利義持の意をつたえるため、管領細川満元が布達したものである。内容は将軍の命令により時衆（遊行上人一行）の人夫・馬・輿などは関所・渡しを通過する自由を、諸国の守護に命じたものである。なお足利義持御教書はその後もほぼおなじ内容のものが応永二十六年（一四一九）、永享八年（一四三六）の二回分が清浄光寺に現存している。他の将軍のものは現存していないが、その後の将軍も同様のものを布達したと思われる。

中世の遊行上人は室町幕府将軍の御教書を掲げながら廻国布教をおこなったと考えられる。

然らば御教書がどの程度の効力を発揮したのか、やや時代は下がるが南九州の戦国大名島津氏の領内でその実態を若干考察してみたい。史料は「上井覚兼日記」である。

「上井覚兼日記」にみる遊行上人　上井覚兼（一五四五～一五八九）は戦国大名で、九州の薩摩国・大隅国・日向国を支配した島津義久の武将で、日向国宮崎城主であった。この日記は天正二年（一五七四）～天正十四年（一五八六）の

南九州の様子が記されている。活字本として東京大学史料編纂所が『大日本古記録』「上井覚兼日記」上・中・下の三巻に分けて刊行している。以下この史料を利用して島津氏の支配領域での遊行上人の活動を見てみたい。

遊行同念上人鹿児島到着　遊行三十一代同念上人が九州の薩摩国鹿児島城下時宗浄光明寺に到着したのは天正十年（一五八二）十二月十二日のことであった。その目的について「上井覚兼日記」（以下「日記」と略す）によればつぎの如く記している。

> この度遊行上人（同念）鹿児島へ着きなられ候、彼の御申しの段は、日州（日向国）都於郡光台寺・光照寺、彼両寺上人へ御参らせ候へかし、左候はば、二〜三年彼の寺に滞留候て、当時京都あたり物騒に候間、左様之儀など聞き合わせなられ候て、上国ありたく候、その間の事、右の寺借り下され候ずる事、頼み入らせらるる由なり、使者は右両寺之当住の由なり、先々の御返事には、老名敷衆過半の境目にまかりおり候、殊に日州之事は拙者あつかいにて候間、御尋ねなられ候ずる通り仰せ述べらるるの由也、

とある。

意訳すると、今般遊行三十一代同念上人が、鹿児島に到着したこと、同念の希望は日向国児湯郡都於郡光台寺と光照寺に逗留したいとのこと、期間は二〜三年滞在予定であること、なぜならば京都周辺は物騒であると聞いているので、問い合わせて、落ち着いたら京都七条の時宗金光寺へ帰るつもりでいるので、それまでの間光台寺と光照寺を貸して頂きたいと、島津義久に依頼している様子がわかる。このことを、日向国を支配している宮崎城主上井覚兼に伝えたの

は、遊行上人の使僧として派遣された光台寺と光照寺の住職であった、としている。上井覚兼はこの地域は、平穏無事な土地柄であり、日向国は自分が支配している地域なので受け入れた、としている。

この時「京都あたり物騒に候」とあるのは、同念が鹿児島に到着した天正十年十二月十二日より、ほぼ半年以前の同年六月二日に京都日蓮宗本能寺で明智光秀が織田信長を殺害した「本能寺の変」が起こった時期だった事による。

本来は全国遊行廻国の途次京都七条金光寺（遊行上人の兼帯寺）で落ち着くことを考えていたが、京都には近づけないので、とりあえず西国布教の旅にでたものと思われる。二〜三年逗留したいと希望した日向国児湯郡都於郡は同念の生まれ故郷でもあり、「日記」に記されている光台寺は若い頃同念が住職を勤めた寺でもあった。

つぎに同念が鹿児島到着後ほぼ半年滞在した浄光明寺と、その後長期間滞在した光照寺と光台寺について記しておく。史料はいずれの寺も天明八年（一七八八）「時宗遊行派本末書上覚」（茨城県水戸市彰考館文庫所蔵）である。

浄光明寺は薩摩国鹿児島郡鹿児島城下に存在する大寺で、境内は十四万四千坪、塔頭十四か寺を抱え、末寺六か寺を支配していた。寺領は五百石の大寺であった。中世以来曹洞宗福昌寺と共に島津氏の菩提寺であった。

光照寺は日向国児湯郡都於郡にあり、境内は三千二百坪、寺領十石、塔頭四か寺、末寺三か寺である。

光台寺は日向国児湯郡河原田村にあり、境内は七千七百坪、寺領十石、塔頭十か寺である。

つぎに鹿児島入りした同念上人一行の人数と荷物についてみてみよう。

同念上人一行の人数と荷物　天正十一年（一五八三）七月二十四日日向国那珂郡福島昌福寺に滞在していた同念上人は島津義久の右筆である八木越後守昌信を介して、上井覚兼に緞子一端・扇一本、使僧から小刀一つ・扇一本を贈っている。これは同念上人が宮崎を通行するにあたって人馬の手配を頼むための挨拶代わりであった。

「日記」天正十一年八月二十日の記事に次ぎの如く記されている。

遊行上人飫肥より都於郡へ移りなられ候、その儀について、安楽阿波介を飫肥へ遣わし候、帰り候條、送りの儀とも談合し、諸所へ申し渡し候也、乗馬八十疋、夫駄三百入るべき由也、来る廿三日、上人は飫肥より浄瑠璃寺まで越山の由なり

とある。

意訳すると、遊行上人同念が日向国那珂郡飫肥から、同国児湯郡都於郡まで移動するにあたって、上井覚兼が家臣安楽阿波介を飫肥の同念の許に派遣し、移動の際の人馬の手配を相談させている。その結果同念から要求されたのは乗馬八十匹・人夫と駄馬は三百の手配であった。この要求を受け入れた上井覚兼は早速各所に手配したとしている。しかも手配すべき日は僅か三日後のことである。

以上のことから類推すると、同念上人一行の人数は少なくとも八十名前後が同行して廻国していたと思われる。夫駄とあるが、夫は人夫のことで、駄は駄馬のことである。駄馬は荷物を運ぶ馬のことである。とすると人夫三百人、荷馬三百匹となる。乗馬の方も口取りが八十名必要となるので、八月二十三日だけで実際には人夫三百八十名、馬三百八十匹を上井覚兼が手配させられている様子が伺える。

これだけの人夫と農耕用の馬を手配するとなると大変なことである。同様の事態は同念上人が移動する度ごとにも必要とされたはずである。

それにしても同念の威力はなになのか、おそらくこれは先述の室町幕府将軍御教書の権威と考えていいと思われる。

三百匹の馬で運ぶ荷物とは何であったのだろうか。まず一番大きな荷物は熊野権現の神輿である。この外では各地で開帳する宝物・仏像・神像、歳末別時念仏会で使う歴代上人の六字名号・仏具・経典、お札やお守りの版木などをはじめとする葬祭に係わる備品などである。

この外でかなり多かったのは一行八十余名の衣・袈裟をはじめ、日常使っている着替え・雨具・足袋・履物、それ以外は販売する木札・軸物・各種お札・お守り・本山の伽藍図・絵巻物・神仏の絵像・蝋燭・線香・お香など多岐にわたる大荷物である。この外では様々な乾物類など食糧も含まれていたと思われる。

当然の事ながら八十名が宿泊するべき場所はいずれの寺も多くの塔頭・末寺があるので長逗留は可能であった。

遊行三十二代普光上人の誕生　同念は後任の遊行上人を天正十二年（一五八四）八月二十三日日向国児湯郡都於郡光照寺で就任させる計画であった。同念はあらかじめ鹿児島城下の時宗浄光明寺西嶽を使僧として次代の普光上人（一五四三～一六二六）の就任儀式のことを、戦国大名島津義久（一五三五～一六一九）に依頼し、了解を取っている。そのため八月になると宮崎城主上井覚兼の仕事が多くなっている。

「日記」八月十二日の記事ではつぎの遊行上人が誕生し、廻国を開始するときには、都於郡から美々津迄の人馬・宿舎の手配をしてくれるように同念が上井覚兼に申し入れている。上井覚兼は早速手配している。

八月二十二日上井覚兼は翌日の遊行三十二代普光上人の就任儀式の祝儀として、同念上人へ米四十俵を贈っている。また立会人の鹿児島浄光明寺住職西嶽には酒京樽（一斗入り）一荷を贈っている。

いよいよ八月二十三日は第三十二代遊行上人の就任式である。「日記」には次ぎの如く記している。

この日都於郡において遊行上人後代（遊行三十二代普光上人）定められ候由也、光照寺・河原田道場（光台寺）、彼の両寺を藤沢にならるるの由也、

とある。

八月二十三日には同念の後任の普光を遊行上人に昇格させている。また同時に光照寺・光台寺を時宗遊行派本山である清浄光寺の直末寺としている。

同念はその後普光にその地位を譲っても京都七条道場金光寺や藤沢清浄光寺に帰ることはなく、生まれ故郷に留まり、三年後の天正十五年（一五八七）六月二十八日に日向国児湯郡都於郡光照寺で逝去した。行年七十歳であった。

つぎに近世の時宗教団について検討してみたい。

二、近世の時宗教団と遊行上人

ここでは近世の時宗教団の実態と遊行上人とその記録について検討してみる。

時宗寺院の分布状態　時宗遊行派はそれほど大きな教団ではない。第1表を参照してほしい。史料は寛永十年（一六三三）「時宗藤沢遊行末寺帳」（国立公文書館内閣文庫所蔵）と天明八年（一七八八）「時宗遊行派本末書上覚」（水戸市彰考館文庫所蔵）である。双方の史料の作成時期の間隔は百五十六年ある。合計の欄を見ると寛永十年（一六三三）が二百七十四か寺であるのに対して、天明八年（一七八八）には五百六十か寺に増加していることがわか

第1表　江戸時代時宗寺院の分布状態

	国名	1633年の末寺数	1788年の末寺数	塔頭数		国名	1633年の末寺数	1788年の末寺数	塔頭数
1	陸奥	31	42	10	34	播津	2	7	5
2	出羽	4	15	4	35	丹波			
3	常陸	44	59	10	36	丹後			
4	下野	25	43	1	37	但馬	2	6	9
5	上野	12	20	9	38	伯耆		2	
6	下総	11	21		39	因幡		1	
7	上総	1	2		40	出雲		14	
8	安房				41	隠岐			
9	武蔵	18	32	10	42	石見	1	1	
10	相模	18	25	10	43	播磨			
11	甲斐	9	14	13	44	美作			
12	信濃	1	2		45	備前			
13	伊豆	3	8	1	46	備中			
14	駿河	11	23	7	47	備後	4	12	
15	遠江	14	22		48	安芸	1		
16	三河	2	1		49	周防	1	2	
17	尾張	1	1		50	長門	1	4	4
18	美濃	1	7	29	51	讃岐		1	
19	越後	10	26	4	52	阿波			
20	佐渡	2	9	6	53	伊予	1	3	
21	越中		3		54	土佐			
22	能登	1	1		55	豊前		2	
23	越前	10	28	21	56	豊後		1	
24	若狭	1	4		57	筑前	2	5	
25	伊勢		4		58	筑後			
26	志摩				59	壱岐			
27	伊賀				60	対馬			
28	近江	4	12		61	肥前			
29	山城	9	9	27	62	肥後	1	2	
30	大和				63	薩摩	6	24	18
31	紀伊	2	2		64	大隅	1	10	
32	河内				65	日向	5	27	15
33	和泉	1	1		合計		274	560	213

参考文献　寛永10年（1633）「時宗藤沢遊行末寺帳」国立公文書館内閣文庫所蔵
天明8年（1788）「時宗遊行派本末書上覚」水戸市彰考館文庫所蔵

る。約二倍である。また天明八年には大寺の境内にある塔頭数は二百十三か寺とあり、寛永十年の末寺帳には記されていないものである。塔頭の数が増加していることは有力檀家の増加で、寺院経営が拡大したことをしめしているといえる。

一六三三年段階の末寺数を陸奥国から若狭国までを東国、伊勢国から日向国までを西国と考えてみると、末寺の割合は東国二百三十か寺、西国四十四か寺となり、東国八十四％、西国十六％となる。時宗遊行派末寺が東国に圧倒的に多く存在する事がわかる。

一七八八年の末寺数も同様の区分で出してみると、東国四百八か寺、西国百五十二か寺となり、比率を出して見ると、東国七十三％、西国二十七％となる。かなり西国の比率が上がったとはいえ、やはり時宗遊行派は東国が中心の教団であったといえる。

全国六十五か国の内、時宗遊行派寺院が存在しない国は一六三三年の場合は二十六か国であるが、一七八八年の場合は十九か国と、若干ながら減少していることがわかる。

末寺数が一六三三年から一七八八年の百五十六年間に十か寺以上増加した国名を拾い出してみると、陸奥・出羽・常陸・下野・下総・武蔵・越後・越前・出雲・薩摩・日向の十一か国である。その内でも特に末寺数の増加が多いのが日向二十二か寺、薩摩・下野・越前がいずれも十八か寺、越後十六か寺、常陸十五か寺、武蔵・出雲十四か寺、といったところである。

さて、二回の本末帳で時宗寺院が存在しない国名をあげてみると、安房・志摩・伊賀・大和・河内・丹波・丹後・隠岐・播磨・美作・備前・備中・阿波・土佐・筑後・壱岐・対馬・肥前の十八か国が挙げられる。大まかにいえば畿内・中国・四国・九州などでの時宗末寺は少なかったといえる。

しかし一六三三年の段階では時宗末寺が零であった国名は二十六か国であったが、一七八八年の段階で時宗末寺が零であった国は十九か国であるので七か国ほど零の国が減っていることがわかる。

一六三三年に比べて、一七八八年に時宗末寺がかなり増加した国名をあげると、二十二か寺増加したのが日向、十八か寺増加が下野・越前・薩摩、十六か寺は越後、十五か寺は常陸、十四か寺は武蔵・出雲などである。

一六三三年の段階で末寺数の多いベスト五は、常陸四十四か寺、陸奥三十一か寺、下野二十五か寺、武蔵・相模は十八か寺である。

一七八八年での段階でのベスト五は常陸五十九か寺、下野四十三か寺、陸奥四十二か寺、武蔵三十二か寺、越前二十八か寺の順である。

双方のベスト五のうち常陸・陸奥・下野・武蔵はいずれにもその国名が見えるが、相模と越前が入れ替わっている。末寺数の多いところの順位はそれほど変化はないといえる。

つぎに近世の歴代遊行上人について記してみる。

近世の歴代遊行上人　第2表の如く近世の遊行上人は三十二代から五十八代までの二十七名である。まず表について説明すると、左から遊行世代・上人名・在位年代・期間・相続寺・逝去地・没年齢などである。

その幾つかについて若干説明を加えたい。

「期間」は遊行上人の在位期間をさす。二十七名の平均は約七・四年である。もっとも長い期間遊行上人を勤めたのは三十三代満悟上人の二十三年間、最も短いのは四十五代尊遵上人の六か月である。

「相続寺」とは、遊行上人の就任儀式を行う寺である。三十二代普光上人から三十四代燈外上人までは相模国藤沢清

第2表　近世の歴代遊行上人（32代～58代）

遊行世代	上人名	在位年代	期間(年)	相続寺	逝去地	没年齢
32	普光	1584～1589	5	日向都於郡光照寺	相模藤沢清浄光寺	84
33	満悟	1589～1612	23	越後北条専称寺	山口善福寺	70
34	燈外	1613～1627	14	江戸日輪寺	相模藤沢清浄光寺	84
35	法爾	1627～1640	13	相模藤沢清浄光寺	甲府一蓮寺	78
36	如短	1641～1645	4	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	69
37	託資	1645～1647	2	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	69
38	卜本	1647～1653	6	相模藤沢清浄光寺	出羽秋田声躰寺	63
39	慈光	1653～1659	6	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	52
40	樹短	1660～1663	4	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	61
41	独朗	1664～1668	5	相模藤沢清浄光寺	出雲松江信楽寺	51
42	尊任	1668～1683	15	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	67
43	尊真	1685～1691	6	相模藤沢清浄光寺	京都七条金光寺	63
44	尊通	1692～1695	3	相模藤沢清浄光寺	播磨神戸真光寺	56
45	尊遵	1696～1696	6か月	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	70
46	尊証	1697～1700	3	相模藤沢清浄光寺	土佐高知称名寺	57
47	唯称	1703～1707	4	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	63
48	賦国	1707～1711	4	相模藤沢清浄光寺	江戸品川善福寺	56
49	一法	1712～1721	9	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	62
50	快存	1726～1735	9	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	82
51	賦存	1742～1754	12	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	75
52	一海	1757～1761	4	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	79
53	尊如	1769～1776	7	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	68
54	尊祐	1791～1800	9	相模藤沢清浄光寺	相模藤沢清浄光寺	73
55	一空	1812～1815	3	相模藤沢清浄光寺	但馬九日市西光寺	68
56	傾心	1824～1835	11	相模藤沢清浄光寺	越後高田称念寺	77
57	一念	1848～1858	10	相模藤沢清浄光寺	京都七条金光寺	79
58	尊澄	1862～1870	8	相模藤沢清浄光寺	相模国府津蓮台寺	83

参考文献　禰宜田修然・高野修『遊行・藤沢歴代上人史』　松秀寺
高野修・長谷川昌幸編『時宗年表』　平凡社

浄光寺ではない。これは先述の日向国児湯郡都於郡光照寺で普光上人が就任儀式を行ったように中世では清浄光寺以外で行うのが一般的であった。高野修・長沢昌幸編『時宗年表』によれば、中世の遊行上人三十一名の内清浄光寺で相続したのは五名に過ぎない。さてこの表によれば三十五代法爾上人からは就任儀式は本山清浄光寺で行うように決められたようである。

「逝去地」は本来遊行上人が全国を廻国し、本山清浄光寺に帰還し、その後藤沢上人になり清浄光寺で逝去するのが一般的といえるが、全国を四季を問わず廻国し、毎日三回の勤行と三回の賦算・化益を行い、更に強行軍の生活を繰り返していたため、旅先で逝去する上人も多かった。近世だけでも二十七名の上人のうち十二名が清浄光寺以外で亡くなっている。これは近世全体の約四十四％にあたる。

「没年齢」は、八十才代は八十四才が二名、八十三才が一名、八十二才が一名、合計四名のみである。最も若くして亡くなった上人は五十一才である。二十七名の平均年齢は約六十九才である。しかし当時の人々の平均年齢に比べれば上人の年齢の方が高かったといえる。

次に四十九代一法上人に関する現存史料について記しておきたい。

遊行四十九代一法上人の現存史料　時宗本山清浄光寺に現存し、刊行されている史料は第3表のとおりである。遊行上人の時の史料で欠けているのは享保元年（一七一六）十二月の一か月のみである。それゆえ一応一法上人の廻国布教の様子を探ることは可能である。近世の遊行上人廻国の記録は『遊行日鑑』として保存されている。この『遊行日鑑』は上人の廻国に同行している書記役が、一～二か月ごとに交代しながら記録したものである。書記役によっては、簡略に記している者もあれば詳細に記している者もいる。それゆえ内容の判断に迷うこともある。この『遊行日鑑』作成の目

第3表　遊行49代一法上人廻国記録

元号	年	西暦	月	廻国地	記録書	ページ
正徳	2	1712	3～12	藤沢～南部寺林	『遊行日鑑』第1巻	29～67
正徳	3	1713	1～8	寺林～越後妻有	『遊行日鑑』第1巻	68～106
正徳	3	1713	9～12	妻有～加賀金沢	『遊行日鑑』第1巻	107～119
正徳	4	1714	1～12	金沢～周防山口	『遊行日鑑』第1巻	120～164
正徳	5	1715	1～12	山口～伊予奥谷	『遊行日鑑』第1巻	165～208
享保	1	1716	1～11	奥谷～京都	『遊行日鑑』第1巻	209～254
享保	2	1717	1～12	京都滞在	『遊行・在京日鑑』第1巻	1～32
享保	3	1718	1～12	京都滞在	『遊行・在京日鑑』第1巻	33～62
享保	4	1719	1	京都滞在	『遊行・在京日鑑』第1巻	62～63
享保	4	1719	1～7	京都～和歌山	『遊行日鑑』第1巻	255～282
享保	4	1719	7～12	和歌山～尾張萱津	『遊行日鑑』第1巻	283～315
享保	4	1719	10	萱津光明寺～挙母	『時宗近世史料集』第1集	43～48
享保	5	1720	1～12	萱津～甲斐黒駒	『遊行日鑑』第1巻	316～361
享保	6	1721	1～12	黒駒～藤沢	『遊行日鑑』第1巻	362～419

参考文献　圭室文雄編『遊行日鑑』第1巻　角川書店
高野修編『遊行・在京日鑑』第1巻　称名寺仏教研究所
高野修編『時宗近世史料集』第1　白金松秀寺

的はつぎの遊行上人が廻国する時のガイドブックの役割をもっており、問題のある地方や大名については詳しく書かれているし、大名ごとの寺社奉行・町奉行・郡奉行・家老などの名前はかなり正確に記されている。

つぎに一法上人の廻国の様子をみてみる。

三、遊行四十九代一法上人の廻国

ここではまず一法上人（一六六四～一七二五）の出自から見てみよう。

一法上人の誕生　一法上人は相模国鎌倉郡西村名主（庄屋）青木家の生まれ、生家は本山清浄光寺門前で、近世には青木家は代々本山の祠堂金（貸付金）の会計方を務めており、その時の膨大な史料が現在青木家に残されている。本山との関係が非常に強い家柄であった。一法上人は遊行四十代樹短上人の弟子で、その後出羽国山形光明寺住職を勤めていた事もある。（禰宜田修然・高野修『遊行・藤沢歴代上人史』　松秀寺）

正徳二年（一七一二）三月十八日、清浄光寺で遊行上人となる。四月二十一日藤沢宿大鋸町清浄光寺を出発し、途中神奈川宿で昼休み、夜八時ごろ武蔵国荏原郡品川善福寺に到着、翌二十二日には品川から豊島区浅草にある時宗触頭日輪寺へ、その後日輪寺には六月九日まで滞在する事になり、四十七日間逗留した。

一法上人の江戸での大きな仕事は、江戸幕府六代将軍徳川家宣から全国へ廻国するにあたって、朱印を押した「伝馬手形」を出してもらうことであった。そのためにはまず幕府の役人達に挨拶する事から始めている。勿論然るべき「お土産」を持って行くことになる。まず江戸での一法上人の動きを記してみる。第4表を参照して頂きたい。

幕閣との対応　第4表は一法上人が幕閣と会見した様子を表示してみた。

江戸到着の翌日の四月二十三日には、一法上人は早速老中・側用人・寺社奉行の江戸藩邸を訪れ、挨拶回りをしている。いずれも譜代大名で、石高はそれほど高いわけではないが、幕府の行政を担当する最高位の大名達である。

五月十五日には江戸城に登城し、正式な挨拶をしている。この時の幕閣のメンバーは四月二十三日に訪問した大名達と、大老と若年寄を加えた者達であった。

五月十六日には寺社奉行の指示で、時宗触頭の浅草日輪寺は前上人賦国の「伝馬手形」の写しを提出している。

五月十九日に将軍は朱印を押した「伝馬手形」を一法上人宛に出している。伝馬手形にはつぎの如く記されていた。

（朱印）

馬五拾疋従江戸於諸国在々所々
可出之、是者遊行四十九代上人江
被下之者也、

正徳二年五月十九日

（『藤沢市史』第一巻）

と記されている。意訳すると、幕府朱印を押した公式の証文であるが、遊行四十九代一法上人が、江戸を出発して全国を廻国布教するにあたって何処の地域でも伝馬五十疋と口取り人足五十人を無料で調達する事が出来る、としている。この時の将軍は六代徳川家宣である。一法上人にとっては一行が廻国するにあたって、関所を通過できることはもとよ

第4表　遊行49代一法上人幕閣との会見　正徳2年（1712）

月	日	職格	氏名	藩名	石高	用向
4	23	老中	土屋相模守政直	駿河田中	6.5	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		老中	秋元但馬守喬朝	甲斐谷村	3.0	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		老中	井上河内守正峰	常陸笠間	5.0	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		老中	阿部豊後守正喬	武蔵忍	10.0	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		側用人	間部越前守詮房	相模他	1.0	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		側用人	本多中務大輔忠良	三河刈屋	5.0	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		寺社奉行	本多弾正少弼忠晴	三河伊保	1.5	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		寺社奉行	安藤右京亮重行	備中松山	6.5	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		寺社奉行	森川出羽守重興	下総生実	1.0	江戸上屋敷へ挨拶廻り
		寺社奉行	松平相模守近昭	豊後府内	2.1	江戸上屋敷へ挨拶廻り
5	15	大老	井伊掃部頭直興	近江彦根	30.0	江戸城で挨拶
		老中	土屋相模守政直			江戸城で挨拶
		老中	秋元但馬守喬朝			江戸城で挨拶
		老中	井上河内守正峰			江戸城で挨拶
		老中	阿部豊後守正喬			江戸城で挨拶
		若年寄	久世大和守重之	三河吉田	5.0	江戸城で挨拶
		若年寄	大久保長門守教寛	相模他	1.1	江戸城で挨拶
		若年寄	鳥居伊賀守忠救	近江水口	2.0	江戸城で挨拶
		若年寄	水野和泉守忠之	三河岡崎	5.0	江戸城で挨拶
		側用人	間部越前守詮房			江戸城で挨拶
		側用人	本多中務大輔忠良			江戸城で挨拶
		寺社奉行	本多弾正少弼忠晴			江戸城で挨拶
		寺社奉行	安藤右京亮重行			江戸城で挨拶
		寺社奉行	森川出羽守重興			江戸城で挨拶
		寺社奉行	松平相模守近昭			江戸城で挨拶
5	16	時宗触頭日輪寺が前上人の伝馬朱印の写しを寺社奉行本多弾正少弼忠晴に提出				
5	19	将軍の伝馬朱印一法上人宛に出す				
5	20	老中	土屋相模守政直			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		老中	秋元但馬守喬朝			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		老中	井上河内守正峰			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		老中	阿部豊後守正喬			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		寺社奉行	本多弾正少弼忠晴			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		寺社奉行	安藤右京亮重行			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		寺社奉行	森川出羽守重興			伝馬朱印布下につき御礼廻り
		寺社奉行	松平相模守近昭			伝馬朱印布下につき御礼廻り

参考文献　圭室文雄編　『遊行日鑑』第1巻　角川書店

り、五十疋の馬と五十人の人足を自由に使うことが出来たわけである。

この証文は「海陸とも可能」とされており、一法上人の場合は、出雲崎から佐渡往復、廣島から厳島往復、赤間関から小倉、臼杵から宇和島、丸亀から鞆津、等の海上でも通用し、海上では多くの船を利用して人と荷物を運ばせている。

このような特権は仏教教団他宗派の大僧正・禅師といえども認められておらず、大寺が将軍交替のおり寺領朱印状を受け取る時でも、寺の存在地から江戸までの道での馬一～二疋程度しか無料で使用する事が出来なかった。遊行上人の特権は先述の室町幕府将軍の御教書の伝統が継承されたものと思われる。

翌五月二十日一法上人は「伝馬手形」が前日に布達されたため、老中と寺社奉行の江戸藩邸にお礼廻りをしている。

つぎに一法上人の廻国コースを検討したい。

一法上人の廻国コース　江戸幕府から伝馬手形を受け取った一法上人一行は六月九日浅草日輪寺出発し、全国布教の旅に出発した。そのコースを第5表に作成したので見ていただきたい。

まずは北関東から東北地方、弘前からは日本海に沿って南進し北陸～山陰～山陽～九州～四国～山陽～京都～熊野～畿内～東海道～甲斐～相模藤沢宿清浄光寺へ、享保六年（一七二一）三月九日に到着している。廻国の期間は八年十一か月であった。

毎年十二月二十七日を中日として、時宗の重要な法要である歳末別時念仏会を一週間続ける。この法会を時宗では「滅燈会」「一つ火法要」などと呼んでいる。この行事のため、毎年の年末には必ず時宗の寺で長期滞在している。そこで年末に泊まり年越しをした寺々の様子を、天明八年（一七八八）「時宗遊行派本末書上覚」で記してみる。

第5表　遊行49代一法上人の廻国コース

年号	国名	地名	年号	国名	地名	年号	国名	地名
正徳　2	相模	藤沢宿		但馬	竹野		播磨	赤穂
〔1712〕	武蔵	江戸		伯耆	鳥取		播磨	竜野
	下総	関宿		伯耆	稲光		播磨	姫路
	下総	諸川		出雲	松江		播磨	明石
	常陸	石岡		安芸	廣島	享保　2	山城	京都
	常陸	住吉		安芸	厳島	享保　3	山城	京都
	常陸	那珂湊		安芸	廣島	享保　4	山城	京都
	陸奥	平		石見	浜田	〔1719〕	山城	京都
	陸奥	三春		石見	益田		攝津	大坂
	陸奥	中村		石見	津和野		攝津	堺
	陸奥	亘理		長門	萩		和泉	岸和田
	陸奥	仙台	正徳　5	周防	山口		紀伊	和歌山
	陸奥	涌谷	〔1715〕	長門	下関		紀伊	熊野
	陸奥	登米		豊前	小倉		紀伊	和歌山
	陸奥	水沢		筑前	博多		紀伊	粉河
	陸奥	遠野		肥前	唐津		大和	五条
正徳　3	陸奥	寺林		肥前	佐賀		大和	高取
〔1713〕	陸奥	盛岡		筑後	久留米		大和	郡山
	陸奥	八戸		筑後	柳川		大和	奈良
	陸奥	青森		肥後	高瀬		伊賀	上野
	陸奥	弘前		肥後	熊本		伊勢	久居
	出羽	秋田		肥後	八代		伊勢	射和
	出羽	酒田		薩摩	出水		伊勢	田丸
	出羽	鶴岡		薩摩	向田		伊勢	津
	越後	村上		薩摩	鹿児島		伊勢	亀山
	越後	加茂		大隅	曾於郡		伊勢	四日市
	越後	三條		大隅	都城		伊勢	桑名
	越後	長岡		大隅	末吉		美濃	大垣
	越後	出雲崎		日向	志布志	享保　5	尾張	萱津
	佐渡	宿根木		日向	福島	〔1720〕	尾張	名古屋
	佐渡	松山		日向	飫肥		三河	刈谷
	佐渡	相川		日向	都於郡		三河	岡崎
	佐渡	宿根木		日向	佐土原		三河	西尾
	越後	出雲崎		日向	河原田		三河	赤坂
	越後	柏崎		日向	高鍋		遠江	浜松
	越後	十日町		日向	延岡		遠江	掛川
	越後	高田		豊後	竹田		駿河	焼津
	越後	糸魚川		豊後	臼杵		駿河	静岡
	越中	魚津		伊予	宇和島		駿河	沼津
	越中	富山		伊予	大洲		伊豆	三嶋
	越中	高岡	享保　1	伊予	松山		伊豆	佐野
正徳　4	加賀	金沢	〔1716〕	伊予	西条		甲斐	吉田
〔1714〕	加賀	大聖寺		土佐	高知	享保　6	甲斐	黒駒
	越前	大野		阿波	徳島	〔1721〕	甲斐	甲府
	越前	福井		讃岐	高松		甲斐	鳥沢
	越前	府中		讃岐	丸亀		相模	吉野
	若狭	小浜		備後	鞆津		相模	荻野
	丹後	田辺		備後	福山		相模	一之宮
	丹後	宮津		備中	松山		相模	藤沢宿
	但馬	出石		美作	津山			（清浄光寺著）
	但馬	豊岡		備前	岡山			

参考文献　圭室文雄編　『遊行日鑑』第1巻　角川書店
高野修編　『遊行・在京日鑑』第1巻　称名寺佛教研究所

正徳二年（一七一二）の歳末別時念仏会を行ったのは、陸奥国（岩手県）稗貫郡寺林光林寺である。この寺に到着したのは十二月二日で、翌年二月十一日まで、七十日間滞在している。この寺は朱印百十六石で、塔頭八か寺を境内に抱える大寺であった。

正徳三年（一七一三）十月二十二日には加賀国（石川県）金沢玉泉寺に到着している。玉泉寺は金沢藩主前田家から寺領六十石を与えられており、境内地六千坪の大寺である。翌年一月二十九日出発しているので、九十七日間滞在した。

正徳四年（一七一四）十二月五日には周防国（山口県）山口善福寺に到着している。翌年一月二十五日出発している。この寺には五十日間滞在した。この寺は明治初年廃寺になった。

正徳五年（一七一五）十二月三日伊予国（愛媛県）松山宝厳寺に到着している。この寺は宗祖一遍誕生の場所に建てられた寺である。翌年一月二十五日出発している。滞在は五十日間であった。

享保元年（一七一六）七月二十五日山城国（京都府）京都七条道場金光寺へ到着、この寺は朱印百九十七石、境内五千四百六十坪、境内に塔頭九か寺を抱えていた。現在は廃寺。

この寺は遊行上人の兼帯寺であり、西国の時宗末寺を支配する拠点になっていた寺である。遊行上人が廻国している間は上人につぐ高僧の院代が住職をつとめていた。一法上人は金光寺に享保四年（一七一九）四月二十五日まで滞在している。滞在期間は二年十か月に及んだ。

京都では天皇から「他阿上人号」を勅賜される事もあった。その他様々な仕事もあったが、長期間の滞在に及んだのは、藤沢清浄光寺で藤沢上人がまだ健在であったので、急いで帰ることが出来ない事情もあった。つまり複数の藤沢上人は許されないので、やむを得ず長期間滞在する事になったともいえる。

享保四年（一七一九）十一月二十四日尾張国（愛知県）海東郡中萱津光明寺に到着、翌年二月十三日出発、滞在期間

は七十八日間であった。この寺の境内は千五百坪。

享保五年（一七二〇）十一月二十五日甲斐国（山梨県）八代郡黒駒村称願寺に到着、翌年二月九日出発、滞在期間は七十四日、この寺は朱印三十九石六斗、境内四千五百三十坪、塔頭四か寺、末寺二か寺。その後一法上人は享保六年二月九日から三月四日迄甲府一蓮寺に移動した、二十六日間滞在した。

この間享保五年十一月十六日藤沢二十四代上人転真が清浄光寺で逝去している。転真上人の百か日を過ぎた三月四日に甲府一蓮寺を出発した。

一法上人が相模国藤沢宿清浄光寺に帰還するのは享保六年（一七二一）三月九日のことであった。その後一法は藤沢二十五代上人となり、四年後の享保十年（一七二五）六月二十九日、清浄光寺で逝去している。行年六十二才であった。

以上見てきたように、京都金光寺を除けば、年越しをした寺の滞在期間の最短は山口善福寺・松山宝厳寺の五十日、最高は金沢玉泉寺の九十七日である。いずれの地域の大名も一法上人一行八十名前後の一日三食の負担と、宿舎の整備を強いられている。

つぎに京都で「他阿上人号」を勅賜されているので、これについて紹介したい。

一法上人「他阿上人号」勅許　中世以来仏教各宗派の大僧正・禅師などと呼ばれる宗内の第一の高僧が、天皇から勅賜号を下賜され権威づけられるのが一般的であった。京都の公家達が仲介役を果たしそれを寺社伝奏といった。各宗派の僧侶の転衣の綸旨を出したり、宗内の第一人者の勅賜号のとりつぎをしたりするのが任務であった。江戸時代もこのような業務をおこなっていた。

時宗遊行派を担当する寺社伝奏は京都の勧修寺家であった。（史料は「祠曹雑識」『内閣文庫所蔵史籍叢刊』による）

勧修寺家は時宗遊行派のみではなく、天台宗・臨済宗南禅寺派・臨済宗大徳寺派・曹洞宗・時宗四条派・時宗新善光寺派・一向宗東本願寺派・一向宗専修寺派・一向宗仏光寺派などを担当した。

勧修寺家の仕事の内容は各宗派末寺僧侶の転衣（黒衣から色衣に昇進）の綸旨、参内の折の手続き、各宗派大僧正・禅師の勅賜号と参内の手続き、などであった。このような業務は明治二年（一八六九）まで続けられた。

つぎに時宗一法上人の勅賜号の手続きと参内の様子について記す。一法上人が全国の多くの地域を廻国布教して京都七条金光寺に到着したのは、享保元年（一七一六）七月二十五日のことであった。到着した日に京都町奉行諏訪肥後守頼篤と山口安房守直重、京都所司代水野和泉守忠之、更に寺社伝奏勧修寺家にそれぞれ使僧を派遣して到着の報告をさせている。

八月八日京都二条時宗聞名寺が参内の日取りを連絡して来た。

八月九日には一法上人の参内のお供に廻国に随伴している等覚院慈門・常住庵東訓・下野国真岡長蓮寺慈門・越後高田称念寺を指名している。

八月十日には一法上人自身が寺社伝奏勧修寺家を訪れて、他阿上人号の勅許の取次ぎを依頼している。

八月二十日には勧修寺家の使者三宅采女が七条金光寺に滞在している一法上人の許を訪れ、一法上人に他阿上人号が勅許されたことを伝えている。

八月二十一日には一法上人は勧修寺家を再び訪れ、お礼を申し述べている。この時は参内にお供をする時宗末寺の僧侶達も同道している。

九月一日には京都の時宗末寺・金光寺の檀家・出入りの町人などを、上人の宿舎金光寺に招き祝宴を開いている。

九月二日、いよいよ京都御所へ参内である。（第6表を参照）一法上人を始め、時宗の有力寺院住職でお供に指名さ

れた十一か寺が参加している。金光寺に帰った後、祝宴をひらいた。

この行事で一法上人は幕府からの伝馬朱印に加えて、天皇からの他阿上人号の勅許を得て名実ともに時宗遊行派の第一人者となったわけである。

一方でこの時お供で参内した末寺僧とは別に、遊行上人が京都に滞在している時期をねらって、末寺僧が転衣の綸旨や、参内を望み依頼しに来る者が多かった。一法上人の京都での日記でそのような例をしるしたのが第6表の12番以下である。

第6表を若干説明しておくと、「お供参内」とあるのは一法とともに参内した僧侶である。「吹挙状」とあるのは、末寺僧侶が出家してから十二年経過すると二庵という資格になり、転衣を取る事が出来るので、その推薦状を上人に書いてもらうことである。「綸旨」とは勧修寺家が時宗の僧侶に対して転衣の資格を与えた辞令のことである。「参内」は皇居に昇殿する資格のことである。いずれにしても僧侶にとっては大変名誉な事と考えられていた。

一法上人は享保元年十月二十七日越前国岩本成願寺秀岡にたいしてつぎのような文書を送っている。

今度遂参内、奉拝龍顔候事、抜群之大幸不可過之候、猶守帰命之旨者、可有護念者也、
南無阿弥陀仏、
享保元年十月廿七日　　遊行七七世（印）
越前岩本成願寺秀岡　　重阿弥陀仏

（福井県今立郡今立町成願寺文書）

第6表　時宗末寺僧侶転衣並参内の様子

	元号	西暦	月日	国名	地名	末寺名	僧侶名	備考
1	享保　1	1716	9.2	上野	岩松	青蓮寺		御供参内
2				下野	佐野	称念寺		御供参内
3				相模	温水	専念寺	了音	御供参内
4				伊予		応現寺	貞山	御供参内
5				山城	東山	迎称寺		御供参内
6				上野	秋妻	光林寺		御供参内
7				下野	真岡	長蓮寺	東訓	御供参内
8				越後	高田	称念寺	慈門	御供参内
9				上野	館林	長福寺		御供参内
10				出羽	秋田	声躰寺	弁石	御供参内
11				相模	平塚	教善寺	弁空	御供参内
12			9.22	越前	岩本	成願寺	秀岡	吹挙状・綸旨・参内願
13				越前	池田	大願寺	哲応	吹挙状・綸旨・参内願
14				常陸	北条	無量院	心量	吹挙状・綸旨・参内願
15				下総	佐倉	海隣寺	泰道	吹挙状・綸旨・参内願
16				相模	戸塚	親縁寺	弁応	吹挙状・綸旨・参内願
17			10.26	紀伊	和歌山	安養寺		参内
18				越前	岩本	成願寺	秀岡	参内
19				越前	池田	大願寺	哲応	参内
20	享保　2	1717	5.22	佐渡	相川	大願寺		吹挙状・綸旨・参内
21			6.22	越前	岩本	成願寺		吹挙状・綸旨・参内
22				常陸	海老嶋	道源寺		吹挙状・綸旨
23			8.25	越前	宮谷	興徳寺	廓音	吹挙状・綸旨
24	享保　3	1718	2.19	下野	茂木	蓮華寺		吹挙状・綸旨
25			5.24	上野	岩松	青蓮寺	素鑑	吹挙状・綸旨
26	享保　4	1719	2.7	下総	中居指	満願寺		吹挙状・綸旨

参考文献　圭室文雄編　『遊行日鑑』第1巻
高野修編　『遊行・在京日鑑』第1巻

とあり、皇居に参内し天皇（中御門天皇）の尊顔を拝したことはこれに過ぎる大きな幸せはないと云っていることがわかる。

尚成願寺には勧修寺家が出した綸旨も残っている。文章はつぎの通りである。

令参内宜奉祈国家安全・宝祚延長者、依天気執達如件、
享保元年十月廿四日　　権右中納言（花押）
遊行末寺
成願寺住持秀岡重阿上人御房
（成願寺文書）

とある。表にみえるようにこの文書の二日前の九月二十二日に成願寺は一法上人に綸旨願を出して、一法上人から吹挙状をもらい、勧修寺家に提出している。この様な手続きを経て、表にある僧侶達も資格を取っている。

つぎに一法上人が廻国布教したのは大名領九十一藩であるが、その中の一例として岡山藩をとりあげてその実態を明らかにしたい。

一法上人と岡山藩　一法上人を歓迎した藩主池田継政（一七〇〇～一七七六）の対応について岡山藩側の史料を中心に検討してみたい。

『遊行日鑑』によると、一法上人が岡山城下に滞在したのは享保元年（一七一六）五月八日～六月三日までの二十四日間であるが、到着日と出発日は布教活動は出来ないので、実質二十二日間の活動であった。ところがこの間思いがけない事態が起こった。この年の四月三十日七代将軍徳川家継が逝去した。この連絡が飛脚で岡山藩に知らされたのが、一法上人が岡山に到着した五月八日のことであった。正徳六年（一七一六）「遊行上人御馳走留書」（岡山大学池田家文庫所蔵）によると（以下「御馳走留書」と略す）

御他界当地江相聞、廿二日迄にて二七日にて御座候、廿三日より参詣始可申候間、上人江も内意被申候様に役者修領軒江申達、廿三日より参詣人札配り、御役人相談候事、前之通被仰付候、

とある。意訳すると、岡山藩へ将軍逝去の連絡が二月八日に届いたので、八日～二十二日までの二七日の十四日間喪に服し、二十三日から遊行上人の布教活動をはじめてほしい、と岡山藩は修領軒を通じて一法上人に連絡して、内意を得た、としている。この結果一法上人の岡山での布教活動は九日間になってしまった。

さて、一法上人一行の人数は「御馳走留書」によれば、大衆（多くの僧侶）六十三名・医者一名・若党二名・中間（地位の低い僧侶）十四名、一法上人を入れて八十一名と見えている。

一法上人一行の宿泊場所は、岡山城下の浄土宗の四か寺で、正覚寺・報恩寺・浄蓮寺・超勝寺である。

滞在中の食事については、『遊行日鑑』には「御逗留中入用次第之御賄也」とあるが、「御馳走留書」にはもっと詳しく記されている。

翌五月九日の晩より六月二日の朝まで、上人並に伴僧中まで、下行米・味噌・醤油・八百屋物は好み次第に賄方より日々に相済まし、八百屋弐人相持、朝晩の料理上人並僧中共、本坊にて上人の納所を拵え、下宿坊江も遣す、油・蝋燭・茶・たばこは上原加斉より相渡す也、

とあり、滞在中の食事については米や調味料・野菜など好み次第手配する、とし、それはいずれも岡山藩の賄方が支払うとしている。この外油や蝋燭などの照明に必要な物、茶・煙草などは上原加斉から受け取ること、としている。

ところで一行の宿舎に連日詰める役人は『遊行日鑑』によれば町奉行・寺社奉行・作事奉行・判刑役・大目付・医者・御馬廻・賄役・徒目付・町役人・肝煎役等である。

つぎに一法上人の布教活動について「御馳走留書」にみてみる。

勤行（仏事供養）は正覚寺で毎日朝・昼・晩の三回行う。朝は六つ（午前六時）から五つ（午前八時）、昼は九つ（午前十二時）から九つ半（午後一時）、晩は七つ（午後四時）から日暮（午後六時）、仏事供養の後賦算化益は必ず行なう。

賦算化益とは一法上人が「南無阿弥陀仏（決定往生六十万人）」と書かれた紙札を信者に一枚ずつ配る手法である。この札を貰うと現世と来世の安穏が保証されると信じられていた。信者の中で侍や有力檀家は本堂内で受け取ることが出来るが、一般の信者は本堂の前縁に準備されている札配り場（約一坪）で、上人の手から直接受け取ることが出来る。かなり大勢の人々が参集するので、行列の前後に名主二人、徒目付一人、小頭・足軽などが警備にあたる、非常に混雑するので正覚寺の境内に入る時は北側の門から入場し、帰るときは南側の門から退出させている。

つぎに岡山藩の侍たちと一法上人の交流について記してみる。

一法上人と岡山藩の侍との交流　岡山藩主池田継政は正徳四年（一七一四）十二月十八日藩主に就任した。一法上人がおとずれた時は就任して二年後の事で、十七才であった。石高は三十一万五千石であった。

先述の如く、一法上人の岡山布教に対してはきわめて好意的であり、一方で家臣たちも友好的な態度を取っていた事が伺える。

第7表で明らかなように家老を始め多くの家臣達が連日の如く一法上人の宿舎である浄土宗正覚寺を訪れている。一法上人の方も岡山到着の日と翌日には家老・小仕置・番頭・町奉行・寺社奉行の所へ、使僧を到着の挨拶に赴かせている。勿論家臣の側でも早速返礼の使者を出している。

やや時間を置いて家臣達は一法上人に様々な品物を差し入れている。

食品は笹粽・飴粽・餅・海苔・焼き饅頭など、乾物は素麺・干瓢・寒天・饂飩粉など、この他では白藻・塩漬け蕨・杏子・榧・蒟蒻・山芋・つくね芋・真桑瓜・椎茸など、やや高級な土産としては伊部焼（備前焼）の花入れや香炉を贈っている。変わったものでは鼻紙・汗手拭などもある。極めて多種多様ではあるが、家臣達の好意が伝わってくるようである。

六月二日出発に際して一法上人は藩主池田継政をはじめ、世話になった家臣達にお礼のため送った品物が第8表である。この時は文峰軒泰水を使僧として岡山城に派遣している。配り物の内容を少し説明しておくと、「矢除」は文字通り矢を除ける、戦勝祈願のお札である。「海陸」とは海上でも陸上でも安全に通行できる、現在で言えば交通安全のお札である。「横物」とは六字名号（南無阿弥陀仏）を横書きにしたお札、「守名号」とは六字名号のお守り、「行名号」とは行書体で書いた六字名号、などである。宿舎の四か寺には到着した日に現金を渡したが受け取らなかった。しかし最後には受け取ったようである。

第7表　遊行49代一法上人と岡山藩家臣との交流　享保元年（1716）

月　日	役職	氏名	備考	月　日	役職	氏名	備考
5.8	家老	池田刑部	上人到着に付き使者派遣	5.24	番頭	丹羽七郎左衛門	素麺1折
	家老	日置隼人	上人到着に付き使者派遣			小堀彦左衛門	見回り
5.9	家老	伊木将監	使僧来るにつき返礼使者	5.25	小仕置	池田要人使者	かんてん・干瓢・水蒟蒻1籠
	家老	池田刑部	使僧来るにつき返礼使者	5.26	小仕置	服部図書使者	つくね芋1籠
	家老	日置隼人	使僧来るにつき返礼使者		家老	池田刑部	病中に付き使者
	家老	土倉左膳	使僧来るにつき返礼使者	5.27	小仕置	上坂外記使者	白藻1折
	家老	池田亀次郎	使僧来るにつき返礼使者	5.28	家老	日置隼人	見回り
	家老	池田七郎兵衛	使僧来るにつき返礼使者			小堀彦左衛門使者	真桑瓜1籠
	小仕置	池田要人	使僧来るにつき返礼使者			総年寄衆	鼻紙10束1折
	番頭	服部図書	使僧来るにつき返礼使者			総年寄衆	修領軒え汗手拭10
	番頭	上坂外記	使僧来るにつき返礼使者			総年寄衆	東陽軒え汗手拭10
	町奉行	松浦覚之丞	焼饅頭200入り1籠	5.29		森半右衛門使者	白藻・藤戸海苔1籠
	寺社奉行	門田市郎兵衛	油揚げ豆腐15丁1籠		町奉行	松浦覚之丞使者	伊部焼香炉1箱
5.17	家老	池田刑部	病中に付き使者		寺社奉行	門田市郎兵衛	伊部焼香炉2箱
	家老	日置隼人	見回り	6.1	家老	伊木将監	病中故当日計見回り
5.18	家老	池田刑部使者	笹粽1籠・白藻1折・饂飩粉1折		家老	土倉左膳	見回り
5.19	家老	日置隼人使者	餅1籠・塩漬蕨1曲・干瓢1折		小仕置	池田要人	見回り
	家老	土倉左膳	見回り		小仕置	服部図書	見回り
5.20	家老	伊木将監使者	焼饅頭1籠・素麺1折・杏1籠		小仕置	上坂外記	見回り
5.21	家老	土倉左膳使者	樋1曲・飴粽1折・蒟蒻1籠		番頭	伊庭平内使者	矢除守お礼に金子百疋
	町奉行	松浦覚之丞使者	修領軒え伊部焼花入1箱		番頭	丹羽七郎左衛門使者	矢除守お礼に金子百疋
	寺社奉行	門田市郎兵衛使者	修領軒え伊部焼花入1箱			御年寄中使者	矢除・海陸守お礼に金子三百疋
5.22	家老	池田亀次郎使者	焼饅頭1折・山芋1籠・白藻1籠		家老	池田七郎兵衛使者	矢除・海陸守お礼に金子二百疋
	町奉行	松浦覚之丞使者	東陽院え伊部焼花入1箱			小仕置中使者	矢除守に付お礼に金子百疋
	寺社奉行	門田市郎兵衛使者	東陽院え伊部焼花入1箱	6.2	藩主	池田継政	銀20枚・藤戸海苔1籠
5.23	家老	池田七郎兵衛使者	素麺1箱・真桑瓜1籠				椎茸1折・饂飩粉1曲
5.24	番頭	伊庭平内使者	海苔1折				修領軒・興徳院え銀2枚ずつ

参考文献　正徳6年（1716）「遊行上人御馳走留帳」（岡山大学池田家文庫所蔵）

第8表　遊行49代一法上人が岡山藩家臣に配った物

役職	氏名	配り物	役職	氏名	配り物
藩主	池田継政	矢除け・海陸	医者	村田秀仙	守名号
家老	伊木将監	矢除け・海陸	医者	横井養迪	守名号
家老	池田刑部	矢除け・海陸	番所	梶川佐兵衛	行名号
家老	日置隼人	矢除け・海陸	番所	柴田次郎右衛門	行名号
家老	土倉左膳	矢除け・海陸	番所	仙石久右衛門	行名号
家老	池田亀次郎	矢除け・海陸	番所	塩川団右衛門	行名号
家老	池田七郎兵衛	矢除け・海陸	茶道	上原賀才	守名号
小仕置	池田要人	矢除け	賄役	内田太郎右衛門	海陸
小仕置	服部図書	矢除け	賄役	塩田彦七郎	海陸
小仕置	上坂外記	矢除け	賄役	伊兵衛	海陸
番頭	伊庭平内	矢除け	賄役	石黒勘左衛門	行名号
番頭	丹羽七郎右衛門	矢除け	徒目付	寺崎定六郎	名号
組頭	中村由兵衛	海陸	徒目付	高畠惣七郎	名号
組頭	村瀬団左衛門	海陸	徒目付	村上助七郎	名号
寺社奉行	門田市郎兵衛	矢除け・横物	徒目付	江見藤九郎	名号
町奉行	松浦覚之丞	矢除け・横物	徒目付	山田猪之助	名号
作事奉行	寺崎多兵衛	海陸	徒目付	原田勘右衛門	名号
寺社方	加賀野伝助	海陸	徒目付	栗井次郎太夫	名号
町方	入江久左衛門	海陸	宿舎	正覚院	銭五貫文・素麺
判形	森半右衛門	海陸	宿舎	浄蓮寺	銭二貫文・煙草
大目付	荒尾長兵衛	海陸	宿舎	超勝寺	銭二貫文・素麺
大目付	今井文左衛門	海陸	宿舎	報恩寺	銭二貫文
医者	岡田玄朴	守名号			

参考文献　圭室文雄編『遊行日鑑』第1巻（角川書店）

他の大名も藩政史料の中に時宗関係のものがあるが、ここでは紙数の関係で岡山藩のみを紹介した。

このように大名が一法上人を歓待したのは藩主の意向が大きかったと思われるが、やはり将軍の「伝馬手形」の威力も大きかったといえると思う。各大名とも隣接藩同士で連絡を取り合って接待方法を決めている。岡山藩も美作国の津山藩とは常に連絡を取り合っている。

『遊行日鑑』に見る限り一法上人の廻国を災害のため辞退したのは宇和島藩のみである。

つぎに一法上人が定めた末寺掟を検討してみたい。

四、一法上人が定めた末寺掟

一法上人は全国を廻国していく過程でしばしば末寺掟を出して末寺を統制している。一法上人が泊まった時宗の寺は八十七か寺である。そしてその近くの時宗の末寺の僧侶を呼び寄せて、その実態を調査している。

末寺の統制　江戸幕府は仏教寺院統制のため寺院法度を発布している。最も古いのは元和元年（一六一五）徳川家康が仏教各宗派本山ごとに「寺院法度」を布達し、寺院本末制度を強力に推し進めてきた。しかしこの段階では必ずしも確立したとは云えなかった。

四代将軍徳川家綱は寛文五年（一六六五）改めて仏教各宗派共通の「諸宗寺院法度」を布達し、本末制度の強化・末寺僧侶の生活風俗矯正に乗り出したが、なかなか上手くいかず、本寺と末寺の対立抗争が各地で起こった。このような事件は「本末出入り」として数多く史料が残されている。

以上のような末寺の動きは時宗も同様であった。一法上人の強みは他宗と異なり本山の第一人者が自ら各地に乗り込んで行き、その抗争の実態や末寺僧侶の生活風俗の様子を把握出来たことである。

一法上人は各地で末寺掟を布達し、末寺僧侶の統制を図っている。ここでは幾つかの末寺掟を検討してみたい。

越後国の末寺掟　正徳三年（一七一三）八月二十七日越後国魚沼郡十日町来迎寺に滞在していた一法上人は、清浄光寺末寺の同国苅羽郡北条専称寺住職と苅羽郡古町村合生寺住職の二名を処分している。北条専称寺の場合は一法上人一行の先使の僧に対して「無礼の振る舞い」があったとの理由で、「隠居」を命じた。合生寺の場合は檀家から長年にわたり「出家に似合わない行い」があったとして訴えられたので、「追放」されている。

この二か寺について一法上人は越後国苅羽郡南下村満願寺隠居が兼務するように命じている。その後の動きについて記すと、専称寺の場合は九月四日「専称寺住職につき再住願」が、浄土宗西雲寺住職をはじめ他宗の四か寺の僧侶、さらに越後国の時宗七か寺の住職と北条村名主の連名で、一法上人に提出された。その結果「是非なく思し召され、赦免」となった。

合生寺はその後住職の「立ち退き」を命じている。九月十六日一法上人は随伴していた常住庵浄応を合生寺住職に任命した。さらに九月十八日には東陽院への出世を命じ僧階を上昇させている。

以上のような前提があり、一法上人は越後国頚城郡高田称念寺に滞在しているおり、九月二十一日越後国時宗寺院に対して「末寺掟」を布達した。内容はつぎの通りである。

末寺掟

この度当国（越後）において、帰命せざる末寺これあり、不届きの至りに候、今より以後、触頭は申すに及ばず候、その所の大寺分の末寺は諸事吟味を遂げられ、宗門の法則みだりがましき事これなきように、申しつけらるべく候、日頃無官の輩香衣を着するの由、千万放逸の事に候、右の趣きっと相守り候様よう申し渡さるべく候、もし違犯においては、破戒たるべき者也、

正徳三年巳九月廿一日　　遊行七七世一法（印）

触頭称念寺
専称寺
来迎寺
極楽寺

（新潟県上越市寺町称念寺文書）

意訳すると、この度越後国において、本山に従わない末寺があることを聞き不届きの至りである。今より以後は法令遵守は申すに及ばず、越後国の触頭称念寺や大寺は末寺の諸事情を詳しく調べ、時宗の規則が乱れていないか指導すべきである。僧階の資格がない者が、高僧が着る香衣を着ているなど、とんでもないことである。以上右に記した内容を申しわたすべきである。もし違犯する者があれば、それは破戒僧である。そして遊行七七（四十九）世一法として押印している。宛先は越後の有力末寺四か寺である。

宛先になった四か寺を天明八年（一七八八）「時宗遊行派本末書上覚」で紹介すると、

称念寺は越後国時宗の触頭寺院である。朱印百五十石、境内は七千五百坪、境内に塔頭三か寺を抱え、末寺を四か寺支配している。

専称寺は苅羽郡北条にあり、高三十六石、境内は一万二千五百坪、境内に塔頭一か寺、

来迎寺は魚沼郡十日町村にあり、高十一石、末寺二か寺、

極楽寺は古志郡石内町にある。高三十石、末寺一か寺である。

つぎに京都歓喜光寺末寺掟について検討する。

京都歓喜光寺の末寺掟　一法上人は享保三年（一七一八）四月二十二日宿舎京都七条道場金光寺へ多くの僧侶を集めた。それは京都五条法国寺・三條聞名寺・東山迎称寺・五條福田寺・近江国大津荘厳寺、そのほか一法上人に随伴していた老僧達・金光寺塔頭宗哲庵・西光院等の住職であった。それらの僧侶達と相談の結果、京都京極通り四条にある歓喜光寺にたいして末寺掟を布達し、きつく申し入れている。

歓喜光寺は時宗にとっては大寺の一つである。朱印寺領二十八石で、京都の繁華街の中心にあり、境内は千六百八十坪、塔頭も十三か寺抱えていた。寺院経営も安定した寺であった。鎌倉時代後期に作製された国宝「一遍聖絵」を所持していた由緒ある寺院でもあった。

この時歓喜光寺に出した末寺掟は五か條であり、内容はつぎの通りである。

一、宗門の規則に不相応と相聞き候事、
一、寺零落に及ぶ所に修復の躰も相見えず候事、
一、塔頭は無住とせしめ、あまつさえ道俗に限らず借屋致し、老若・婦人など徘徊致させ、遺流も交じり見苦しき事、
一、寺内において揚弓場これあり候事、
一、寺の庭において、時々日覆を致し、昼夜を限らず群集の事、
右の旨相止め候様に、右の衆中列座にて、修領軒仰せ渡され候、歓喜光寺恐れ奉り退座し候事、

（高野修編『遊行・在京日鑑』第一巻）

意訳するとまずこの末寺掟は一法上人の意を受けて修領軒が申し渡した事である。内容は①時宗の寺としてふさわしくないと聞いている事、②堂塔が零落しても修復する様子がみえない事、③塔頭には僧侶が住んでいないところもあり、また貸家として事もあろうに僧侶以外の一般の人々を住まわせ、老若男女も徘徊し、子孫まで交じり見苦しき事、④寺の境内に遊戯施設の揚弓場まである事、⑤境内には時々日覆をした店を設け、昼夜を分かたず群衆を集めている事、などである。以上のような状態である歓喜光寺に対して、一法上人はこのような状態をすぐやめるように厳しく申し渡している。

『遊行・在京日鑑』に見る当日の記事には、歓喜光寺住職が恐縮してその場を立ち去ったと記している。

つぎに京都の末寺に出した掟書を検討してみたい。

京都末寺への掟書　享保三年（一七一八）五月十三日一法上人は修領軒に命じて、つぎのような文章を京都の時宗末寺に布達している。

この度御両奉行（京都町奉行、東西あり）よりお触れの通り、実母たりと言うとも、女人の分寺内に堅く差し置くべからず候、殊更僧侶・在家出入りの砌、不行跡の躰、これなきように、威儀丁寧足るべく候、もし違背の輩これあらば、きっと追い出すべく候、右の趣仰せ蒙りかくの如く候、

修領軒

京末寺中

（高野修編『遊行・在京日鑑』第一巻）

とあり、京都町奉行から触書の通り、実母といえども女性を寺に住まわせてはいけない事、また僧侶と俗人との紛争の時はふしだらなことがないようにし、丁寧に対応すべき事、このようなことに違反する僧侶が居れば、寺から追放する事、としている。

更に以上の事を徹底するよう末寺に「禁制」を出している。つぎにその史料を記してみる。

一、実母たりと言うとも女人寺内に差し置く事、
一、みだりに在家出入り並諸見物・夜行の事、
一、高声・雑談・音曲、揚弓・蹴鞠・碁・将棋諸勝負の事、
一、六つ過ぎより門出入りの事、

一、門外を離れ衣往復の事、

右の條々堅く停止すべき事、もし違背の僧侶においては、きっと擯出せしむべきもの也、

享保三年五月

桂光院

洞雲院

興徳院

七条塔頭

（高野修編『遊行・在京日鑑』第一巻）

「禁制」について意訳すると、①母親といえども寺内で女性と生活してはいけない事、②勝手気ままに俗人を寺内に入れたり、見物のため夜の外出はしない事、③高声で雑談したり音曲を楽しむ事、また賭け事をすることを禁止する事、④午後六時過ぎてからの外出は禁止、⑤衣のままで外出をしない事、などを申し渡している。

つぎに一法上人が京都七条道場金光寺に出した掟について検討する。

京都金光寺掟　享保四年（一七一九）十二月十九日、尾張国海東郡中萱津村光明寺に滞在していた一法上人は、京都七条道場金光寺の院代に対してつぎのような末寺掟を出している。全文十一か條よりなる。

一、掃除・勤行は上を敬い、下をいつくしみ例の如く厳密たるべき事、

一、院代はその職にまかせ老若を選ばず、本山出頭の節は座配は三か寺の指図たるべき事、
一、その地はいうに及ばず、隣国末山の吟味院代たるべき事、
一、その地は末山の面々道場へ出勤の事違わざる節、相勤むべし、但し元朝は門中一同出頭あるべき事、
一、祖師の忌日は京末山集会し、自ら飯斎し、日中まで相勤むべき事、
一、その寺の法事などの時分は導師は院代に限るべき事、
一、その寺の修復の事、大破に及び候節は、本山に訴え修理せしむべき事、附けたり、小破の修復は院代の指図にまかすべき事、
一、境内の竹木濫りに伐り荒らすべからず、もっとも衆分の庵地、これを附くべき事、
一、その寺の塔頭の面々は、院代の下知きっと相守るべき事、附けたり、衆分の老若よんどころなき用事これあり、他宿は院代へ断りを遂げ指図にまかすべき事、
一、末寺はいうに及ばず、その寺の衆分の面々は、弟子の養育が専要たるべき事、
一、衆分死去の節は本山に訴え、後住を相招くべき事、
右の條々きっと相守るべし、もし違背の僧侶これあるにおいては、ながく門下を擯出せしむべき者也、

享保四己亥年臘月日　　遊行四十九世

七条金光寺院代・塔頭

（圭室文雄編『遊行日鑑』第一巻）

意訳すると、

①掃除や勤行をする時は自分より僧階が上位の人を敬い、自分より僧階の低い者にはいつくしむように、

②七条金光寺住職の院代は老若を選ばない、本山清浄光寺の法要に出席の時は座席は三か寺の指示による事、

③京都は云うまでもなく隣接する国の時宗寺院の取調べは院代がする事、

④京都の時宗末寺僧侶は金光寺に出勤すべき事、元旦の朝課には全員出頭する事、

⑤祖師忌（一遍の命日、八月二十三日）の法要のおりは京都末寺の僧侶は金光寺に集合すべき事、

⑥金光寺での法事の時は、導師は院代に限る事、

⑦金光寺伽藍修復の時は大破の場合は本山清浄光寺に訴えて修理すべきである。小破の修復は金光寺院代が指図する事、

⑧金光寺の境内にある竹や木は勝手に伐採してはいけない、塔頭境内の分は別である。

⑨金光寺の塔頭（九か寺あり）の僧侶達は院代の命令を守るべき事、山内の僧侶が外で宿泊するときは院代の許可を得る事、

⑩末寺は云うに及ばず、金光寺の僧侶も弟子の教育を行なうのが重要である事、

⑪末寺住職が死去した時は本山清浄光寺に連絡して、すぐに後任住職を招く事、

とあり、最後にこれらの箇条を守らない時は時宗僧侶の資格を剥奪し、追放する、としている。

一法上人は京都七条道場金光寺に享保元年七月二十五日から享保四年四月二十五日まで長期間滞在し、京都の末寺や金光寺支配の様子を観察した結果、京都を離れてほぼ八か月後にこの金光寺末寺掟をだしている事がわかる。

この末寺掟の意図は第一に金光寺の支配力を強化する事、第二に京都並に周辺地域に存在する末寺の統制、第三に宗祖一遍の命日に近隣の末寺僧侶を金光寺に集め、盛大な法要を行い、時宗僧侶の自覚を持たせる事、第四に金光寺住職

である院代の権限の強化をはかった事、などである。

つぎに享保改革と時宗の禁制について記してみたい。

五、享保改革と時宗の末寺掟

享保改革は御三家の一つである紀伊藩（和歌山藩）の大名であった徳川吉宗が将軍となり、人々生活の華美をいましめ、倹約令をしばしば出している。寺院僧侶の生活についても厳しい条例がだされる事になった。

徳川吉宗の寺院統制　享保七年（一七二二）三月二十六日老中水野和泉守忠之は、将軍徳川吉宗の意を受けて、寺社奉行土井伊予守利意に対して、つぎのような書付を送っている。史料は「祠曹雑識」（一）（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』所収）、宛先は寺社奉行へ、としている。

この度法事などの儀、諸大名へも仰せ出だされ候、惣て外を飾らず、実儀を失なわざるようにとの御事に候、それにつき諸宗の作法は近世は俗に随がい、よろしからざる事どもを相改め、しかるべき品も候はば、本寺々々より法度書にても遣わすべきや、且つ又俗人にかかりあい候儀は、この方よりも相達すべく候間、その品申し聞かすべき事、右俗人にかかりあい候と申す儀は、施主これあり法事、あるいは檀那付き合い、または振る舞いなど箇様の儀に候、

将軍徳川吉宗は、法事についても倹約令を諸大名に布達しているが、今回仏教諸宗派本山についても同様の趣旨の布達を出すべきと思っている。各宗本山は末寺に対して檀家の法事を華美なものにしないようにすべく命じている。

早速翌日である同年三月二十七日、老中の命を受けた寺社奉行土井伊予守利意は屋敷に江戸にある仏教諸宗派の触頭寺院を呼び寄せ、書付をもって幕府の命令を伝えている。さらに「口上書」にてつぎのようにしるしている。（この項は文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第四巻による）

御書付の通り、諸宗の作法よろしからず候事どもを相改め、然るべき品も候得者、本寺より法度書にてもならるべく候、漸々千日などと申す事、又は日数不足にて候得共、外にて買い集め、千日取立て候事などは、もってのほかの不実の至りに候、総じて法事などを施主より料物遣わし候て、執行これある處に、その施主へ馳走いたし、その寺方亭主の様に罷りなり、その上にて酒盛りなど致し候ようになりゆき、いかが、

と「口上書」にはそれぞれの宗派の本山が末寺へ通達すべき、と命じている。

簡単に意訳すると、僧侶の作法が良くない事、千日講などと称し、実際には簡略化している事、とりわけ他の僧侶より日数を買い請け、帳尻を合わせている事、檀家にご馳走したり酒盛りをするなどは、僧侶の生活とは思えない、としている。

このような批判に対して、各宗派本山は同年四月から五月にかけて触頭を通じて寺社奉行に「末寺掟」を提出している。

時宗触頭浅草日輪寺が寺社奉行に提出したのがつぎの史料である。この段階では一法上人は藤沢清浄光寺に帰還して

おり、藤沢二十四代上人となり、享保七年四月「制禁」と題して末寺に布達している。ここでは静岡県磐田市見附加茂川通時宗西光寺に残されている史料を紹介する。全文七か條からなるが、判読しにくい所もあるので、文部省宗務局編『宗教制度調査資料』第四巻で補正した。

「制禁」（時宗末寺への掟書）

一、時宗の僧侶近来仏祖の遺戒に違い、多くは名聞利用につかわれ、実儀を失ふ族多し、向後所依之経論釈の文義を学得せしめ、勤行並香・華・燈明・供物など、内外の掃除にいたるまで、丁寧に致すにおいては、自然と仏祖の意に叶い、真実究竟すべし、檀施など名利のためについやす銭、仏祖の冥譴はなはだおそれ有り、これは慎むべし、将又遊宴の地に徘徊すべからざる事、

一、門下の僧徒衣服近来猥りになりゆき候、宗祖（一遍）は衣食住に貪着の思いを離れ、諸国を修行したまう、これより代々の遊行は木綿・麻のほか着用することなし、この趣を心腑に納め、法衣並衣類は華美を好むべからず、分限相応に着用有るべき事、

一、萬日・千日の念仏回向の日数を満たさず千部読誦供養に部数不足のところ、脇より借り集め致し、回向供養せしむるの由、甚だ不実の至りなり、右の類に限らず、総て向後は日数満足致し、部数成就して供養せしむべし、右不実の仕形一円すまじく候、且つ又説法・教化の儀は、衆生慶祝の指南なり、財施に貪着し、奇異の勧化を致し、参詣の道俗の信心を消し、外聞の実儀卑劣の次第なり、向後堅くこれを相守り、卑劣の勧化物をすべからざること、つけたり、説法・教化の砌り、他宗・他門を誹謗すべからざるものなり、

一、修造講・出世講などと名をつけ、利得がましき講を取り立て候事、出家に不似合いの仕形なり、向後これを堅

く停止せしむ、但し由来ある念仏講あるいは堂舎など建立のため、檀家より寄附など取立て候儀は、格別の意趣なり、よって制外たるべき事、

一、檀家より追善法事執行は、仏法僧の三宝を供養するゆえ、斎非事の節はまず衆僧を供養すべきところに、檀家を先に着座せしむ、非法の至り也、向後衆僧を先に供養すべし、もっとも斎非事ともに一汁三菜に、酒は二献あるいは三献にかぎるべし、よんどころなき儀これあらば、一汁五菜に限るべし、酒は三献たるべし、たとえ亡者存生のうちよしみ候とて、諷乱・舞・音曲など遊興がましき儀、施主方より願候とも断り申し談じ、一円これを停止せしむべく候、檀那妻子召し連れ参詣の節、饗応し候とも、夜陰に及ぶべからず候、葬礼の節、酒堅く出すべからず候事、

一、檀那との付き合いの儀は、随分如法柔和にし、貴賤貧富を選ばずして親切にすべき事、

一、寺院境内寺領の田畑境目など常に相糺し、公訴に及ぶべからざる事、

右之條々堅くこれを相守るべし、近来俗に随い法式不実になりゆき候間、この度新に申し渡し候、きっとこれを相慎むべし、もし相背く僧侶は越度申しつくべきもの也、

享保七壬寅年四月　　遊行七七世他阿

以上の「制禁」を箇条書きにして意訳する。

①時宗の僧侶は最近釈迦と一遍の教えに違い、多くの僧は世間の生活に同化し、真実の道を失う、これからは時宗の僧

侶が学ぶべき経典と注釈書を学習する事、仏道の実践に勤め、仏前に香・華・燈明・供物を供えて、仏堂や境内の掃除を丁寧にすべきである、その事で自然と宗祖（一遍上人）の意に叶い、真実を突き詰めることができる、布施など名誉と利益を求めることは、宗祖の意志に背き、神仏の罪を受ける恐れがあるので慎むべきである、それと又遊興の地を徘徊してはいけない、

②時宗の僧侶の衣服が最近みだれているが、宗祖一遍上人は衣食住には執着せず、諸国を廻国遊行した、このため代々の上人も寺に定住せず、遊行廻国を続けている、また衣服は木綿と麻のほかは着用しなかった、このことを胸のうちに納め、法衣や衣類は華美なものを好んではいけない事、衣服は身分相応にえらぶ事、

③多くの回向を満たすため、一人の僧侶が経典を千部読誦しようとする予定の所、多くの僧侶を動員し、それらの僧侶の読誦を加算するような行為は甚だ不誠実である、これからは日数をかけて千部成就してから供養すべきである、末寺一同不誠実な供養は今後禁止する、且つ又仏の教えを説くことは、人々が喜び祝うことに教え導くことである。財施（品物や金銭）を求めることは見苦しいし、変わった理由で寄付金を集めることは、参詣する人々の信仰心をなくすことになる、世間の評判が極めて悪くなる、これからは変わった理由の寄付金募集はやめるべきである、

④末寺が修造講・出世講などと名づけ、資金集めをする事は僧侶には似合わない方法である。今後堅く禁止する、ただし従来からある念仏講や、堂舎建立のための講などで寺の檀家から寄付金を集める事は特別に許可をする事、

⑤檀家の依頼により追善法要を行う時は三宝を供養するので、仏事の時の食事はまず僧侶を先に着座させ、檀家はその後に着座すべき事、さて、食事の内容は、原則は一汁三菜、酒は杯で二杯か三杯、しかし特別の時は一汁五菜、酒は杯三杯にすべきである、たとえば亡くなった人が生前親しかった人であったとしても、宴席で歌い踊ることなど、面白おかしく騒ぐことは、施主からの要望があっても断わるべきである、檀家が妻子を連れて寺に参詣した場合、夜ま

で続けてはいけない事、とりわけ葬礼のときは酒は禁止する事、

⑥寺と檀家との付き合いは温厚篤実である事、身分や貧富の差など問題にしてはいけない、とにかく親切に接することが重要である。

⑦寺の境内や所有する田畑の境界はつねに確かめておき、訴訟などは行わないようにする事、

以上七か條は末寺僧侶として堅く守るべきである、最近世俗の生活になじんでいるので、新に本山から申し渡すことにしたが、以上の内容に違反する僧侶は処罰する、としている。

享保七年（一七二二）九月、幕府はつぎのような法令をだしている。

この度諸宗本寺より諸寺院へ掟書差出候、これにより、今より法事の節は勿論、常々饗応など軽く取り計らうべく候間、俗家において粗末の仕方と存ぜられまじく候、惣て法事をはじめ、その外寺院に懸け合い候儀は、本寺の掟を受けあわれ候てしかるべく候、心得のため相達し候、以上

（『御触書寛保集成』岩波書店）

とある。意訳すると、つまり先述の末寺掟（制禁）が時宗末寺にも本山清浄光寺から布達されたので、今後寺で行う法事は勿論であるが、普段からの饗応も軽く行うように取り計らってほしい、檀家においても粗末なやり方とは思わないであろう、その他寺院の交渉ごとにおいても、本寺の掟書の通りに取り計らうべきである、心得のため布達する、ということである。

むすび

最初に遊行上人が他の仏教教団とことなり、本山に定住するのではなく、時宗は遊行上人が廻国して布教するという特殊な教団であることを指摘した。そのため廻国の途次の関所や渡しを通過するため、室町幕府の将軍から「御教書」を下布され、これが近世になり江戸の歴代将軍の朱印を押した「伝馬手形」につながり、将軍の朱印手形の権威をかかげ、全国の大名達に保護され、一行の人数が常に七〇～八〇名に達した。それゆえ全国の大名達から経済的保護を受けながら布教廻国をしていくことが出来たと言える。布教の方法も現世と来世の安穏を保証する「南無阿弥陀仏（決定往生六十万人）」のお札を遊行上人の手から直接受け取ると言う「賦算・化益」に、全国から宗派を越えて多くの人があつまった。

近世は檀家制度が厳しく、他宗への改宗や離檀することは禁止されていた。まして檀那寺の宗派と異なる別の宗派の大僧正（遊行上人）に接し、お札やお守りを受けることなどは、本来許されることではなかった。しかし天皇と将軍の権威を背景とし、大名の保護を得ている遊行上人は例外であった。廻国の先々では人々が雲集した。

この他には多種多様のお札やお守りを用意していたし、加持祈祷・十念・安産祈願・病気平癒祈願・過去帳入り・秘宝開帳などの方法で人々の信仰を集めていった。しかし明治維新になり、伝馬手形を発給する将軍の存在がなくなり、全国廻国布教もままならなくなった。明治二年（一八六九）天皇が東京に移ることになり寺社伝奏家の存在もなくなり、「他阿上人」の勅賜号も廃止された。このことにより天皇と将軍の権威を背景にして廻国することは出来なくなった。

檀家制度の成立により、各宗派の末寺が続々と成立するのが、一六六〇年代から一七〇〇年頃である。それは幕府がキリシタン弾圧のため寺請制度を施行し、全国の村ごとに宗門人別帳（戸籍）を作成する折、僧侶が寺請証文を書くこ

とを義務付けられたことにはじまる。

しかしこれに対応する僧侶の教育は極めて不十分であった。各宗教団で教学道場である談義所・法談所・檀林・法幢地寺院などもまだ完備していなかった。

たとえば曹洞宗の法幢地寺院が全国的に展開するのは元禄年間（一六八八～一七〇二）頃からである。時宗の場合は修行僧が歴代遊行上人に随伴して教学・修行を学ぶ方法を取っていたので、やや遅れる。

長谷川匡俊氏「時宗の学寮と修学生活」（『遊行日鑑』第三巻所収）によると、「時宗の学寮は延享五年（一七四八）両本山（藤沢清浄光寺と京都金光寺）に設けられ、それにともない制度的成立をみることになったと言えよう」としているので、享保七年（一七二二）段階では、時宗僧侶にとって制度的には教学・修行ともに充分な教育が出来ていなかったと考えられる。そのためか一法上人はしばしば末寺僧侶を対象とする末寺掟を出している。

（たまむろ・ふみお　名誉教授）